

○騒音規制法の特定工場に係る規制基準

(法第4条、第5条 平成15年4月1日区告示第106号)

単位: デシベル

区域の区分		時間の区分		音量
種別	該当地域			
第1種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・前に掲げる地域に接する地先及び水面 	朝	午前6時から午前8時まで	40
		昼間	午前8時から午後7時まで	45
		夕	午後7時から午後11時まで	40
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	40
第2種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) ・第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域) ・用途地域の定められていない地域 	朝	午前6時から午前8時まで	45
		昼間	午前8時から午後7時まで	50
		夕	午後7時から午後11時まで	45
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	45
第3種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・第2特別地域(工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。))のうち第2種区域(第1特別地域を除く。))に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域) ・前に掲げる地域に接する地先及び水面 	朝	午前6時から午前8時まで	55
		昼間	午前8時から午後8時まで	60
		夕	午後8時から午後11時まで	55
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	50
第4種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域 ・前に掲げる地域に接する地先及び水面 	朝	午前6時から午前8時まで	60
		昼間	午前8時から午後8時まで	70
		夕	午後8時から午後11時まで	60
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	55
<p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。))における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>				